

参考統計表

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況	(平成20年～29年) - 高裁・地裁・簡裁	1
【参考グラフ】通常訴訟事件、略式請求事件の推移	(平成20年～29年) - 高裁・地裁・簡裁	1
【参考グラフ】通常第一審事件の新受人員の推移	(昭和24年～平成29年) - 地裁	2
第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成20年～29年) - 高裁・地裁	3
第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由	(平成29年末現在) - 地裁	3
【参考グラフ】事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(平成10年～29年各年末現在) - 高裁・地裁・簡裁	4
第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	5
第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	6
第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	7
第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成20年～29年) - 地裁	8
第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成20年～29年) - 簡裁	9
第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	10
【参考グラフ】通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成20年～29年) - 地裁	10
第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成25年～29年) - 地裁・簡裁	11
第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	12
第11表 刑訴法332条による移送人員	(平成20年～29年) - 簡裁	12
第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成18年10月2日～29年累計) - 地裁・簡裁	13
第13表 控訴申立人員及び控訴率	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	14
第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成20年～29年) - 高・地・簡裁総数	15
第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(平成20年12月～29年累計) - 地・簡裁総数	16
第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成21年～29年) - 地・簡裁総数	16
第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成20年12月～29年) - 地裁	17
第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成20年12月～29年) - 地裁	17
第18表 逮捕状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁	18
第19表 差押・記録命令付差押・検証(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁	19
第20表 勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁	20
第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁	21
第22表 準抗告事件の処理状況	(平成20年～29年) - 地裁	22
第23表 医療観察処遇事件における終局区分	(平成17年～29年) - 地裁	23
	最高裁判所事務総局刑事局	
	(平成30年11月12日作成)	

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況

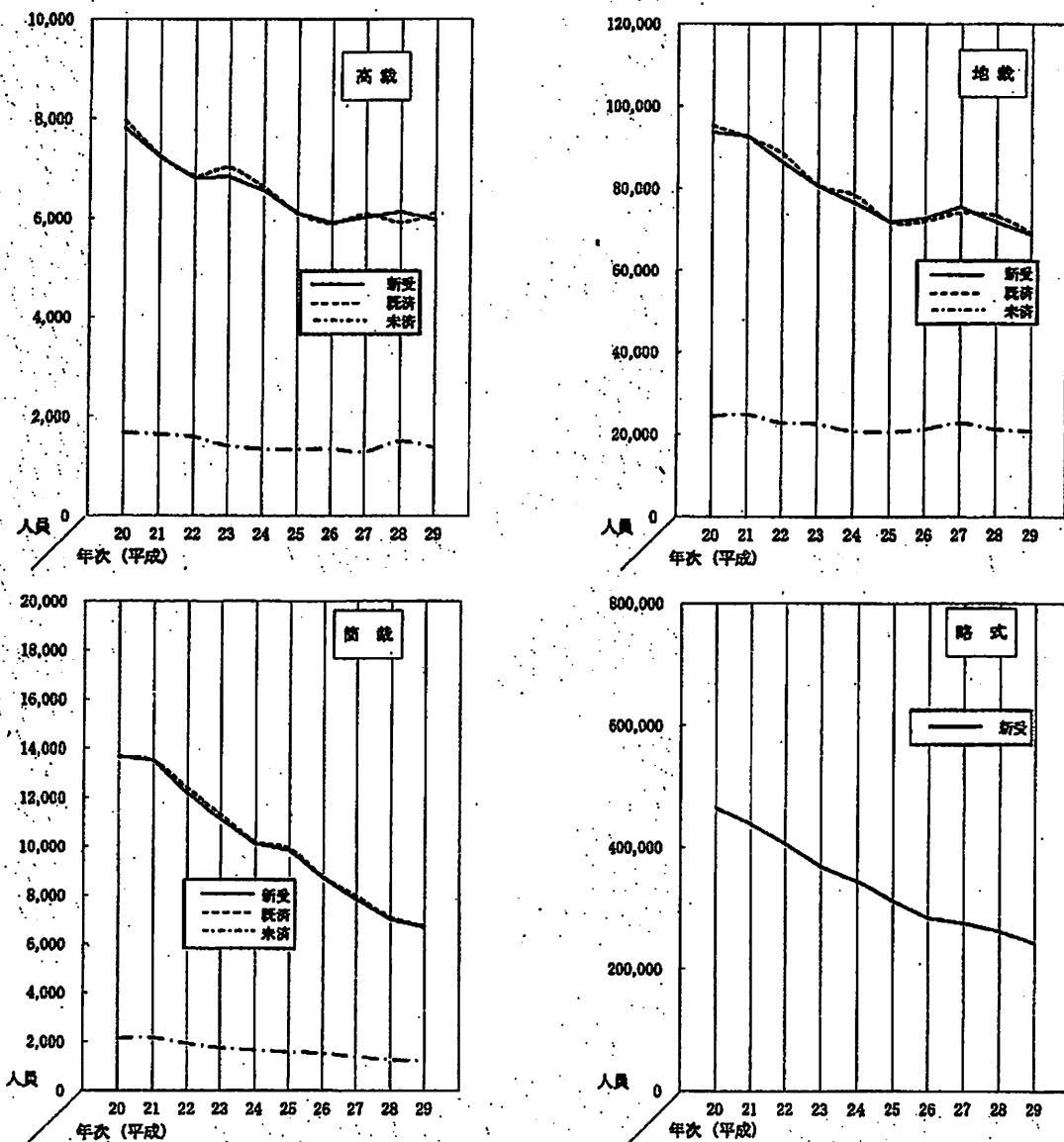
(平成20年～29年) 一高裁・地裁・簡裁

区分	通常訴訟事件									略式命令 請求事件 (新受人員)
	高裁			地裁			簡裁			
年次	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	
平成20年	7,805	7,963	1,672	93,568	95,196	24,378	13,678	13,647	2,131	465,273
21	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	76,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,491
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970

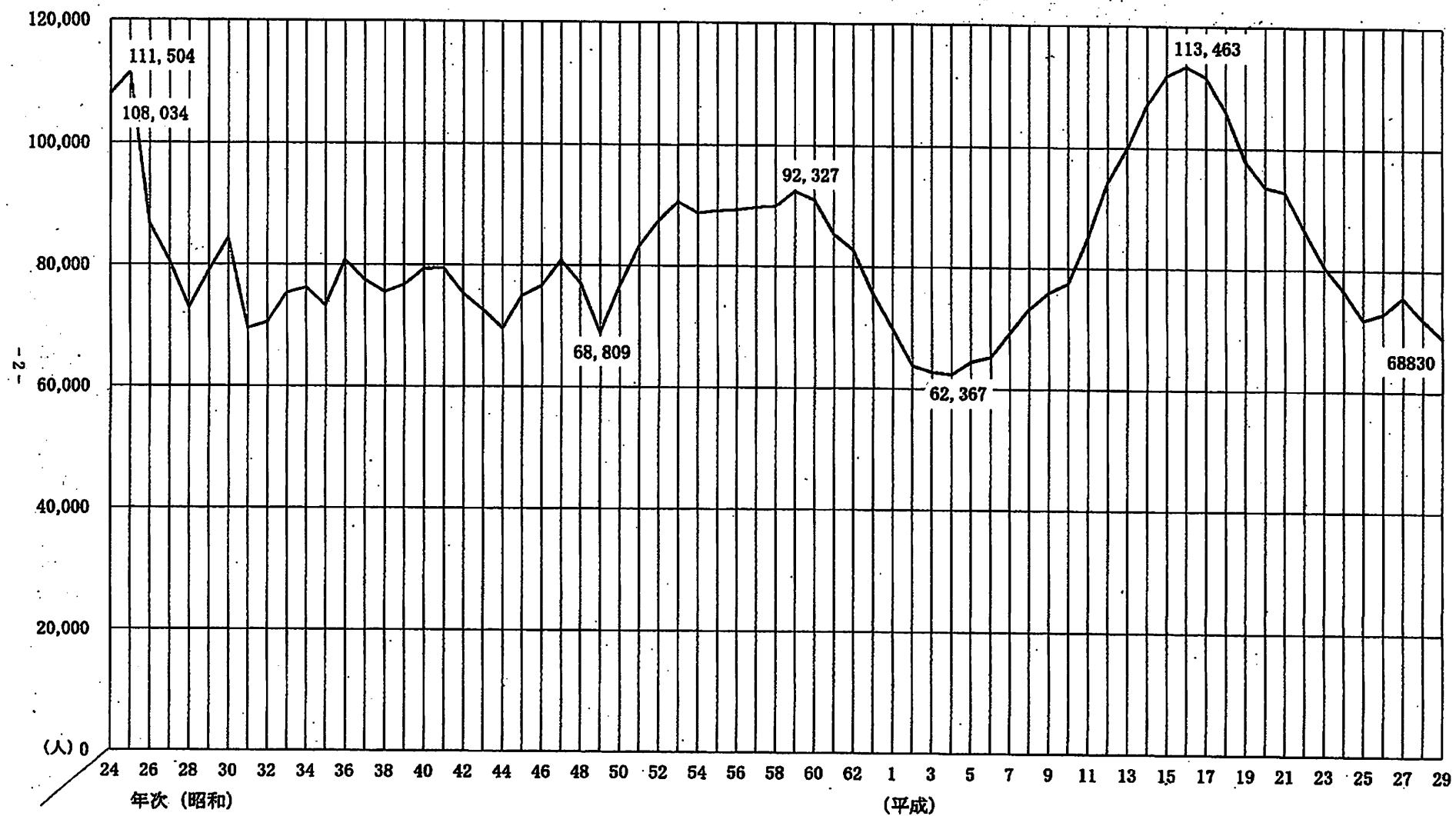
(注) 刑事月報による延べ人員(同一被告人につき別件が係属した都度累積計上)である。

【参考グラフ】

通常訴訟事件、略式請求事件の推移



【参考グラフ】通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～平成29年）－地裁



(注) 司法統計年報による延べ人員であり、再審事件を含まない。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成20年～29年) 一高裁・地裁

裁判所	高 裁			地 裁				
	長期化事由	総 数	事案複雑等	逃 亡 等	総 数	事案複雑等		
						2年を超える	3年を超える	
年次								
平成 20 年		17	3	14	162	27	24	111
21		21	9	12	133	29	2	102
22		17	6	11	136	37	3	96
23		21	9	12	186	70	7	109
24		23	8	15	155	46	17	92
25		15	3	12	137	26	18	93
26		16	4	12	158	50	16	92
27		17	3	14	152	53	12	87
28		14	1	13	184	73	20	91
29		11	6	5	178	65	34	79

(注) 1 当刑事局への個別報告による概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合計（法定・裁定）

(平成29年末現在) 一地裁

審理長期化の事由	保属事件数	事案複雑										その他		
		訴因多數	被告人多數	計算困難	証公人相手を複数のた	被告人質問に多岐のた	法定時に要多岐のた							
罪名														
総 数	59	(18.6)	(16.9)	(5.1)	(39.0)	(16.9)	(5.1)	(36.6)	(25.4)	(61.0)	-	(15.3)	(1.7)	(35.6)
	11	10	3	23	10	3	21	15	36	-	9	1	21	
法定合議	18	4	6	-	-	-	1	10	10	13	-	3	1	6
裁定合議	28	4	4	3	15	8	1	10	5	19	-	3	-	10
単独	13	3	-	-	8	2	1	1	-	4	-	3	-	5
詐欺	10	5	-	-	5	2	-	1	1	3	-	-	-	5
殺人	4	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	3
過失運転致死傷	4	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	1
組織的犯罪処罰法違反	4	-	4	-	-	-	-	4	4	4	-	-	-	-
傷害	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-
業務上横領	3	1	-	1	-	1	-	1	-	3	-	-	-	-
覚せい剤取締法違反	3	-	-	-	1	1	-	1	-	3	-	1	-	1
強制わいせつ・同致死傷	2	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2
強盗・同致死傷	2	1	1	-	-	-	-	1	1	1	-	1	1	1
逮捕監禁・同致死傷	2	2	-	-	-	-	-	2	2	2	-	2	-	1
常習累犯切控	2	-	-	-	1	-	2	1	-	1	-	1	-	1
政治資金規正法違反	2	-	1	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-
労働安全衛生法違反	2	-	1	-	1	-	-	2	-	1	-	-	-	-
法人税法違反	2	-	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
その他の	14	2	2	-	9	3	-	6	4	11	-	3	-	5

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数でである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。

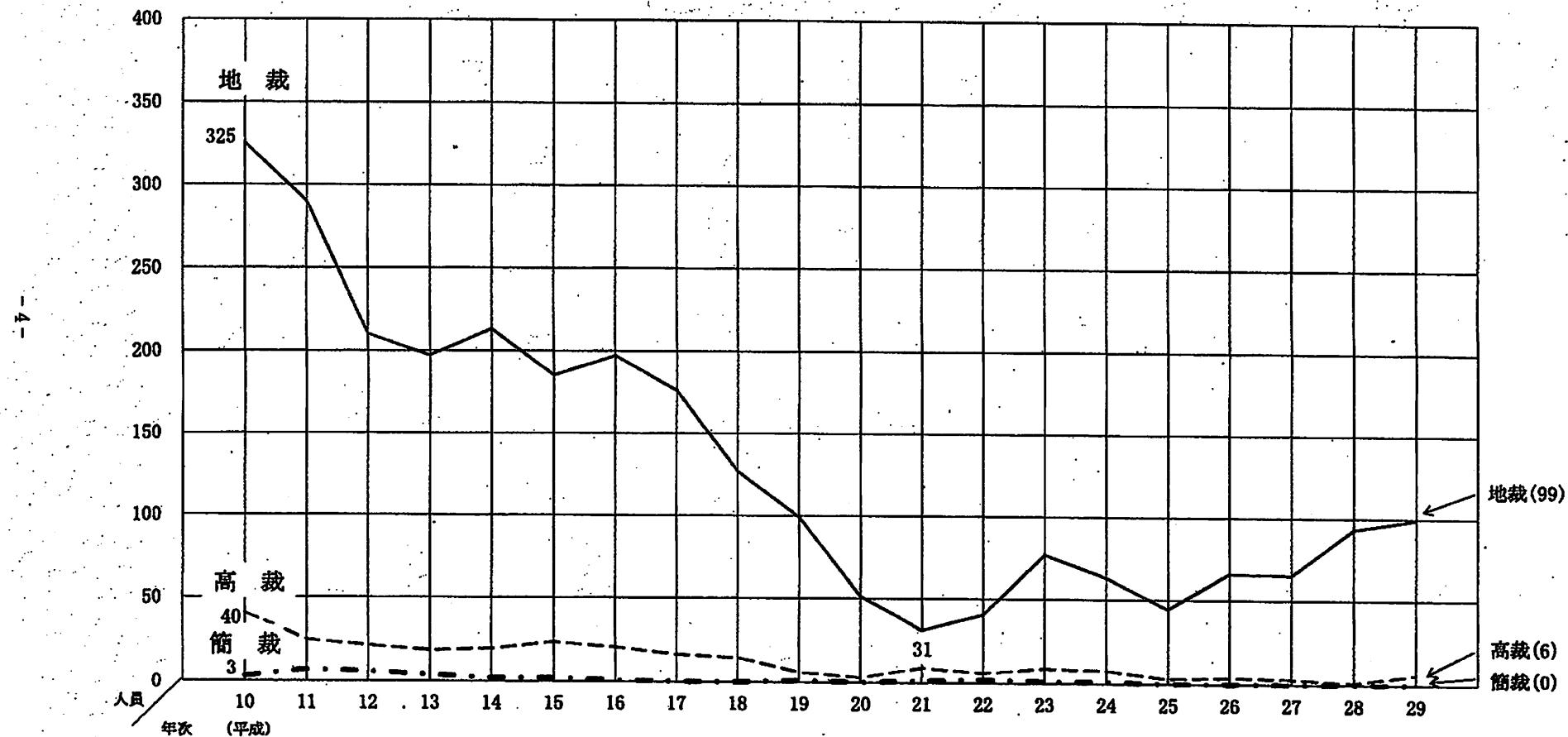
3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

4 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

5 () 内は保属事件数に対する%である。

【参考グラフ】事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成10年～29年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁



- (注) 1 当刑事局への個別報告による係属 2年を超える事件の実人員である。
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成20年～29年) 一地裁・簡裁

裁判所	区分	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	国選弁護人が選任された被疑者数	うち即決裁判手続同意確認のための請求
地裁	平成 20 年	55,527	3,508	8	3,508	7	3,409	7
	21	49,899	17,734	6	17,665	6	17,230	5
	22	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
簡裁	平成 20 年	73,742	3,619	38	3,623	38	3,555	36
	21	77,893	29,939	93	29,908	94	29,535	94
	22	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1

- (注) 1 司法統計年報による延べ人員である。
 2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の3第1項による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。
 3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成20年～29年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁							簡 裁								
	終局人員	弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	私選弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	国選弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	弁護人が選任されなかつた人員	終局人員	弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	私選弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	国選弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	弁護人が選任されなかつた人員
平成 20 年	67,644	(98.7) 66,736	(80.2) 54,270	(24.7) 16,687	(20.3) 13,716	(77.3) 52,301	(62.9) 42,562	(1.3) 908	10,632	(98.3) 10,455	(85.4) 9,076	(8.9) 950	(7.8) 834	(91.3) 9,703	(79.3) 8,428	(1.7) 177
21	65,875	(99.0) 65,216	(81.2) 53,514	(22.8) 14,996	(18.6) 12,264	(80.1) 52,758	(65.9) 43,409	(1.0) 659	10,715	(98.7) 10,571	(87.1) 9,332	(7.9) 845	(6.9) 742	(93.5) 10,020	(82.7) 8,859	(1.3) 144
22	62,840	(99.3) 62,401	(82.2) 51,650	(18.0) 11,317	(14.0) 8,803	(84.0) 52,779	(70.2) 44,090	(0.7) 439	9,876	(98.8) 9,759	(86.8) 8,576	(5.3) 521	(4.1) 407	(94.4) 9,326	(83.4) 8,233	(1.2) 117
23	57,968	(99.4) 57,628	(82.1) 47,600	(17.0) 9,864	(13.0) 7,563	(85.1) 49,329	(71.0) 41,184	(0.6) 340	9,142	(98.7) 9,025	(86.5) 7,909	(5.5) 502	(4.1) 379	(94.1) 8,599	(82.9) 7,575	(1.3) 117
24	56,734	(99.4) 56,393	(81.9) 46,484	(17.8) 10,109	(13.2) 7,474	(85.1) 48,275	(71.0) 40,299	(0.6) 341	8,340	(98.6) 8,227	(86.5) 7,215	(6.3) 523	(4.4) 363	(94.0) 7,842	(82.9) 6,917	(1.4) 113
25	52,229	(99.5) 51,944	(82.3) 42,965	(19.3) 10,072	(14.0) 7,326	(84.3) 44,032	(70.7) 36,905	(0.5) 285	8,109	(98.8) 8,015	(82.0) 6,646	(7.5) 606	(5.2) 421	(93.2) 7,554	(77.6) 6,289	(1.2) 94
26	52,502	(99.5) 52,265	(81.4) 42,744	(19.5) 10,241	(13.9) 7,288	(84.4) 44,302	(69.9) 36,695	(0.5) 237	7,165	(98.9) 7,088	(86.9) 6,224	(7.6) 546	(4.9) 351	(93.5) 6,696	(82.8) 5,932	(1.1) 77
27	54,297	(99.5) 54,039	(80.3) 43,613	(20.1) 10,910	(13.9) 7,564	(84.0) 45,593	(68.8) 37,357	(0.5) 258	6,590	(98.6) 6,497	(85.8) 5,652	(9.0) 596	(6.1) 401	(92.0) 6,060	(80.6) 5,311	(1.4) 93
28	53,247	(99.6) 53,010	(80.8) 43,038	(20.6) 10,988	(14.8) 7,876	(83.6) 44,529	(68.5) 36,496	(0.4) 237	5,856	(98.7) 5,777	(86.5) 5,068	(8.0) 469	(5.3) 310	(92.8) 5,434	(82.1) 4,806	(1.3) 79
29	50,591	(99.5) 50,357	(81.1) 41,038	(20.8) 10,520	(15.1) 7,616	(83.8) 42,384	(68.9) 34,837	(0.5) 234	5,524	(98.6) 5,449	(86.6) 4,785	(10.1) 556	(6.8) 373	(91.7) 5,066	(81.3) 4,489	(1.4) 75

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ()内は各終局人員に対する%である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

区分	通常第一審事件全体								自白						否認						(平成20年~29年) 一地裁・簡裁			
	終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人数(人)		終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷間隔(月)		終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人数(人)						
		受理から終局まで回	受理から終局まで期日	開廷回数	開廷期日	取調べ証人数	取調べ期日		受理から終局まで回	受理から終局まで期日	開廷回数	開廷期日		受理から終局まで回	受理から終局まで期日	開廷回数	開廷期日							
年次																								
平成20年	67,644	2.9	1.5	1.4	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.3) 61,745	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,896	8.4	2.7	5.7	6.3	1.3	0.9	2.5
21	65,875	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.7	(91.2) 60,103	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.1) 4,697	8.1	3.1	5.0	5.8	1.4	0.9	2.5
22	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	0.8	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.1	0.5	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	0.8	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	0.9	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.5	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	0.9	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	0.9	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	0.9	2.5
法定合議	2,141	7.9	5.1	2.8	4.5	1.8	0.6	2.0	(62.4) 1,335	6.5	3.6	1.9	3.3	1.7	0.6	1.1	(35.7) 764	12.3	8.1	4.2	6.5	1.9	0.6	3.6
裁定合議	673	12.1	4.1	8.0	7.2	1.7	1.1	3.2	(37.4) 252	7.0	2.8	4.2	4.2	1.6	1.0	1.2	(61.7) 415	15.2	4.9	10.3	9.0	1.7	1.2	4.4
単独	47,777	2.9	1.5	1.4	2.6	1.1	0.6	0.7	(90.0) 43,011	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(8.0) 3,836	7.6	1.8	5.8	6.1	1.2	0.9	2.1
簡裁	5,524	2.2	1.3	0.9	2.2	1.0	0.4	0.4	(91.1) 5,031	2.0	1.3	0.7	2.1	1.0	0.3	0.4	(4.8) 267	5.9	1.6	4.3	4.4	1.3	1.0	1.0

(注) 1 刑事通常第一審事件累による実人員である。

2 「自白」とは、終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、「否認」とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙認していた場合をいう。

3 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

4 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

5 () 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成20年～29年) -地裁

区分 年次	終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 20 年	67,644	(9.3) 6,317	(38.3) 25,875	(29.1) 19,718	(16.5) 11,185	(5.3) 3,601	(1.2) 801	(0.2) 102	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
21	65,875	(8.5) 5,619	(38.8) 25,583	(29.2) 19,205	(16.6) 10,934	(5.7) 3,724	(1.1) 703	(0.1) 62	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
22	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.1
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,361	(31.2) 16,620	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員 (同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上) である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成20年～29年)一簡裁

区分 年次	終局人員	受理から終局まで								平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 20 年	10,632	(7.5) 797	(60.9) 6,477	(22.2) 2,359	(7.8) 828	(1.3) 139	(0.3) 29	(0.0) 2	(0.0) 1	2.0	2.1	1.0
21	10,715	(8.3) 894	(59.0) 6,320	(23.1) 2,479	(7.9) 847	(1.4) 147	(0.2) 24	(0.0) 2	(0.0) 2	2.0	2.1	1.0
22	9,876	(7.6) 753	(59.7) 5,892	(22.9) 2,257	(7.9) 782	(1.7) 163	(0.3) 26	(0.0) 1	(0.0) 2	2.1	2.2	1.0
23	9,142	(6.7) 611	(62.3) 5,698	(21.7) 1,984	(7.5) 688	(1.4) 130	(0.3) 25	(0.0) 3	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
24	8,340	(6.1) 506	(62.2) 5,191	(22.1) 1,847	(7.6) 635	(1.6) 137	(0.2) 19	(0.1) 5	—	2.1	2.2	1.0
25	8,109	(8.2) 664	(61.0) 4,950	(21.6) 1,750	(7.4) 602	(1.5) 119	(0.2) 18	(0.0) 3	(0.0) 3	2.0	2.1	1.0
26	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	—	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	—	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員(同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

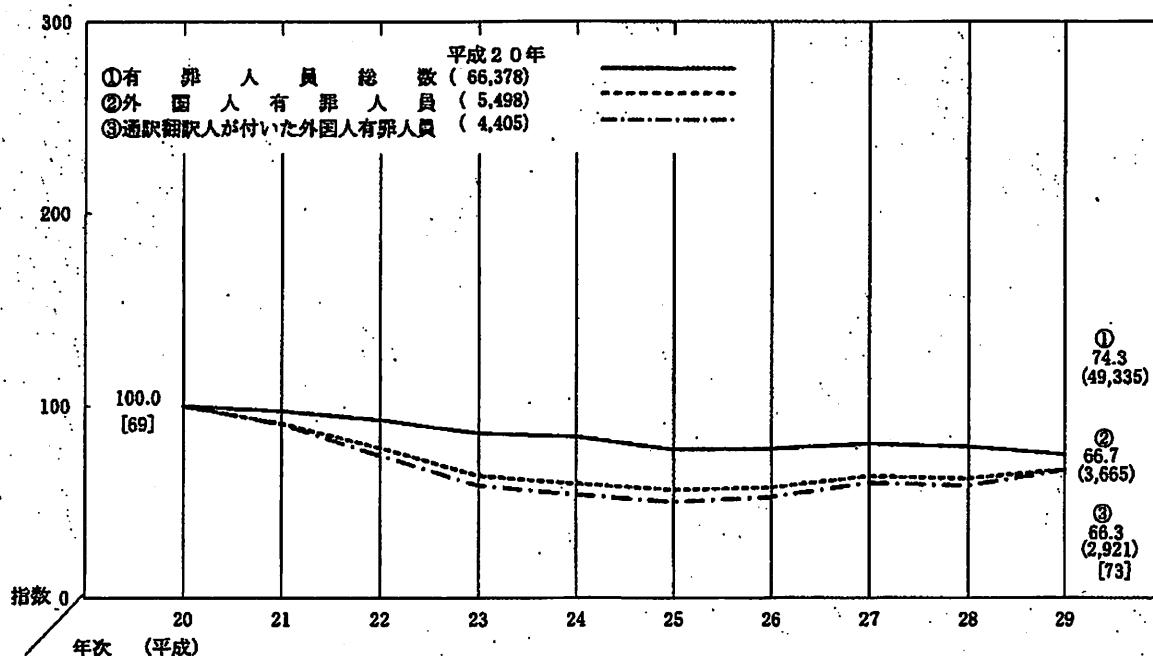
3 ()内は終局人員に対する%である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員
(平成20年～29年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁			簡 裁		
	有罪人員 総 数	うち 外 国 人	うち 通訳翻 訳人が付 いた外 国人	有罪人員 総 数	うち 外 国 人	うち 通訳翻 訳人が付 いた外 国人
平成 20 年	66,378	5,498	4,405	10,081	178	81
21	64,540	4,992	3,975	10,193	167	79
22	61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23	56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24	55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25	51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,921	5,208	115	65

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。

[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移
(平成20年～29年) 一地裁



(注) 1 平成20年を100とする指数である。
2 ()内は実人員であり、[]内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
(平成25年～29年) - 地裁・簡裁

言語	年次	平成25年	26	27	28	29
総 数		2,272	2,383	2,714	2,654	3,030
中 国 語		744	829	887	758	920
北 京 語		715	801	867	736	882
廣 東 語		15	13	8	15	29
台 湾 語		2	4	3	2	3
上 海 語		2	2	4	1	3
福 建 語		1	1	-	-	1
その他の中国語		9	8	5	4	2
ベトナム語		224	275	490	548	718
フィリピン(タガログ)語		221	216	252	236	247
ボルトガル語		222	225	221	242	216
英 語		145	167	197	174	190
タ イ 語		94	102	132	126	140
スペイン語		171	152	134	147	132
韓国・朝鮮語		170	157	125	138	115
インドネシア語		16	17	25	48	51
ペルシャ語		61	44	38	37	42
トルコ語		14	15	16	25	39
ネバール語		12	7	13	16	29
シンハラ語		34	25	32	17	28
ロシア語		16	24	15	13	26
モンゴル語		6	8	19	19	23
ミャンマー語		13	3	6	9	18
フランス語		17	15	15	14	15
ウルドゥー語		18	21	13	17	14
アラビア語		5	4	6	10	10
ベンガル語		18	10	22	11	10
ヒンディー語		6	6	10	8	9
そ の 他		45	61	46	41	38

(注) 1 刑事通常第一審事件による実人員である。
 2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。
 また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における
 「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成20年～29年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁					簡 裁				
	自白人員 (A)	簡易公判手続				自白人員 (D)	簡易公判手続			
		決定 人員 (B)	B A %	決定取消人員 (C)	C B %		決定 人員 (E)	E D %	決定取消人員 (F)	F E %
平成 20 年	58,729	544	0.9	14	2.6	9,892	511	5.2	-	-
21	57,498	478	0.8	21	4.4	9,982	475	4.8	1	0.2
22	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3	0.8
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1	0.5
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2	1.3
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-	-
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	-
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,263	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-

(注) 1 自白人員については刑事通常第一審事件票による実人員であり、その他については当刑事局への個別報告による実人員である。

2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定（決定取消）人員」とは、当該年度に決定（決定取消）された人員である。

第11表 刑訴法332条による移送人員

(平成20年～29年) 一簡裁

区分 年次	(簡裁) 終局人員 (A)	(地裁) 法332条 による 受理人員 (B)	
		B A %	
平成 20 年	10,632	88	0.83
21	10,715	78	0.73
22	9,876	91	0.92
23	9,142	97	1.06
24	8,340	90	1.08
25	8,109	88	1.09
26	7,165	69	0.96
27	6,590	76	1.15
28	5,856	65	1.11
29	5,524	91	1.65

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 (B) は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員
(平成18年10月2日～29年累計) 一地裁・簡裁

区分 裁判所	終局人員	即決裁判手続の申立てのあった人員	うち即決裁判手続によ り審判する旨の決定 のあった人員	うち即決裁判手続によ り審判する旨の決定 が取り消された人員
総 数	761,600	25,744	25,571	140
東 京	97,231	6,846	6,796	25
横 浜	41,611	1,979	1,966	21
さ い た ま	35,975	1,178	1,172	9
千 葉	38,277	2,008	1,999	21
水 戸	18,900	296	290	1
宇 都 宮	16,255	422	420	5
前 橋	13,637	941	932	4
静 岡	21,254	832	828	-
甲 府	5,373	120	120	-
長 野	10,264	180	177	8
新 潟	10,906	255	254	-
大 阪	70,990	1,775	1,765	9
京 都	17,476	422	418	1
神 戸	32,929	645	639	3
奈 良	8,444	41	41	1
大 津	8,523	84	84	1
和 歌 山	8,507	259	258	4
名 古 屋	42,847	1,888	1,882	5
津	9,864	69	68	-
岐 阜	8,901	139	138	-
福 井	3,492	24	24	-
金 沢	6,069	29	28	1
富 山	3,482	9	8	-
広 島	14,832	325	319	3
山 口	7,937	121	121	1
岡 山	11,991	390	387	1
鳥 取	3,394	14	14	-
松 江	3,186	63	63	-
福 岡	37,689	935	928	-
佐 賀	5,563	152	152	-
長 崎	6,661	99	98	-
大 分	5,461	84	83	3
熊 本	9,518	109	109	-
鹿 児 島	7,365	66	66	-
宮 崎	5,332	55	55	-
那 順	11,332	143	141	-
仙 台	11,033	244	241	3
福 島	10,077	139	137	-
山 形	5,040	78	78	-
盛 岡	5,081	228	227	3
秋 田	3,927	107	107	-
青 森	5,825	326	322	2
札 幌	18,135	516	512	2
函 館	2,571	64	64	-
旭 川	3,339	74	74	-
鉡 路	4,789	83	83	1
高 松	9,153	431	428	1
徳 島	4,988	126	126	1
高 知	6,332	135	135	-
松 山	9,842	196	194	-

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成20年～29年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成20年	76,546	7,690	10.0	66,450	7,139	10.7	10,096	551	5.5
21	74,818	7,194	9.6	64,608	6,649	10.3	10,210	545	5.3
22	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,283	11.5	49,446	5,993	12.1	5,216	290	5.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成20年～29年) - 高・地・簡裁総数

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 (注)4	総数
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計									
付 け る い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	86	79	102	136	121	115	112	141	128	78	1,099
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	32	44	62	39	46	41	76	78	71	64	584
述 へ い	証人尋問の際に述へいの措置が採られた証人の数	1,007	1,094	1,285	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	14,214
	意見陳述の際に述へいの措置が採られた被害者等の数	71	105	123	125	146	151	198	214	209	194	1,530
ビ デ オ リ ン グ	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	202	235	261	242	283	278	299	290	303	225	2,623
	うち 述へいの措置が採られた証人の数	179	216	237	219	244	265	282	277	288	214	2,441
	うち 対問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	4	8	35	42	52	51	46	65	47	57	417
	記録媒体がその一部とされた調査が取り調べられた数	-	-	2	1	-	1	1	2	-	-	7
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	4	11	20	16	21	10	8	10	6	6	112
	うち 述へいの措置が採られた被害者等の数	4	10	17	15	21	10	8	8	6	6	105
被 害 者 特 別 保 留 区	被害者特定事項を明らかにしない日の決定をした被害者の数	3,490	3,889	3,884	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	37,573
	別訴法第298条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	30	90	55	62	64	84	77	42	80	11	565
	被害者特定事項を明らかにしない日の決定を取り消した被害者の数	8	1	17	13	8	16	5	4	7	3	83
情 報 保 留 区	証人等特定事項を明らかにしない日の決定をした証人等の数									4	110	120
	別訴法第298条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数									-	3	3
	証人等特定事項を明らかにしない日の決定を取り消した証人等の数									-	-	-
	別訴法第298条の5第1項の取消決定をした証人等の数									-	3	3
	うち 別訴法第298条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数									-	1	1
	別訴法第298条の5第1項の請求を却下した証人等の数									-	-	-
意 見 陳 述	公判期日に心遣その他の意見を陳述した被害者等の数	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	11,677
	意見陳述に併せて意見を記載した書面を提出させたとした被害者等の数	339	490	557	561	517	572	495	615	616	535	5,283
	意見陳述をさせないとした被害者等の数	6	10	8	14	19	17	21	17	28	46	185
被 害 者 特 別 保 留 区	被害者等に公判記録の閲覧権をさせた数	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	13,616
	被害者等に公判記録の閲覧権をさせなかった数	12	15	22	13	22	21	12	28	9	6	160
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧権をさせた数	24	35	50	33	45	18	89	38	44	16	392
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧権をさせなかった数	2	1	7	6	1	1	4	1	6	2	30
少 数 人 等 特 別 保 留 区	別訴法第298条の8第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数									-	2	2
	別訴法第298条の8第2項の閲覧権等の終止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数									-	-	-
	うち 閲覧権等の終止の対象となった証人等の数									-	-	-
	別訴法第298条の6第3項の閲覧終止又は朝請拒絶の対象となった証人等の数									-	-	-
和 解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調査に記載した数	35	46	34	30	38	29	20	17	23	26	296
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調査に記載しないとした数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	合 計	6,430	8,872	8,832	8,937	9,892	9,874	9,781	9,544	9,769	8,128	89,746

(注) 1 当初事局による個別報告による延べ数であり、概数である。

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての別訴公訴手続における和解の規定は「犯罪被害者保護法第13条」項又は2項から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 「証人等役務」、「別訴請求」及び「弁護人等閲覧権等」(平成28年12月1日施行)の数値については、該当事件の終了日を基準に計上している。

4 「付添い」、「述へい」、「ビデオリンク」、「被害者保護法」、「意見陳述」及び「和解」の数値については、平成22年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成23年以降は当該事件の終了日を基準に計上している(なお、平成22年以前に決定等がなされ平成23年に事件が終了したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している)。この計上基準日の変更により、平成23年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(平成20年12月～29年累計) 一地・簡裁統計

区分	該局人員 員数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国連 弁護士 への委託 がされた被 害者等	うち証人 尋問を された被 害者等	うち被告 人質問を された被 害者等	うち刑訴 法316条 のS8の 意見陳述 をした被 害者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被 害者等	うち付訴 の指置 が採られ た被害者 等	うち述へ いの指置 が採られ た被害者 等
総数	6,675	10,103	9,886	7,300	3,540	1,927	4,738	4,912	6,716	581	1,489
強制わいせつ	619	798	794	667	525	158	386	416	582	136	336
強制わいせつ致死傷	136	182	182	145	131	39	77	110	124	35	80
強姦	333	425	422	375	287	87	207	261	314	74	185
強姦致死傷	185	268	268	238	214	74	143	198	203	46	126
強制性交等	3	3	3	3	3	-	1	2	2	1	1
監護者性交等	1	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-
集団強姦	32	42	42	39	26	4	15	28	18	2	16
集団強姦致死傷	23	31	31	26	24	10	22	25	24	1	4
特別公務員暴行致死傷	2	3	3	3	-	-	3	2	2	-	-
殺人	595	1,042	1,029	884	524	287	566	674	697	77	240
自殺助与及び同意殺人	12	19	19	14	14	4	10	13	13	-	2
傷害	812	895	877	711	422	190	429	437	559	46	162
傷害致死	337	542	535	439	289	114	271	350	367	20	59
危険運転致傷	44	54	54	36	18	11	21	20	37	-	-
危険運転致死	111	258	255	209	61	70	133	148	176	6	9
業務上過失傷害	17	34	34	25	9	4	19	14	23	2	2
業務上過失致死	110	412	408	192	16	10	107	97	193	4	4
重過失傷害	6	6	6	4	-	2	4	2	6	-	-
重過失致死	17	25	25	17	4	10	11	12	16	1	4
過失運転致傷	680	871	853	484	121	109	359	285	695	7	7
過失運転致死	1,804	2,991	2,947	1,876	353	530	1,637	1,216	1,992	33	34
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	6	6	6	3	1	1	2	1	2	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	4	12	12	6	1	3	1	3	7	-	1
無免許危険運転致死	1	3	3	3	3	-	2	2	3	-	-
無免許過失運転致傷	17	20	20	9	2	2	8	6	10	-	-
無免許過失運転致死	11	21	21	13	3	7	8	10	14	-	-
保理責任者過失致死傷	6	14	14	13	10	-	8	5	7	-	1
逮捕監禁	18	20	17	12	3	1	3	2	10	3	3
逮捕監禁致死傷	24	32	32	29	16	7	21	18	22	6	18
有利援取等	31	45	45	36	31	11	18	27	29	7	17
未成年者詐取説拐	9	4	4	3	1	-	1	-	-	-	-
身の代金詐取	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-
詐取者身の代金詐取等	3	6	6	6	-	2	2	5	2	2	4
国外移送詐取	1	2	2	2	2	-	2	2	2	-	-
所在国外移送詐取	2	2	2	2	-	1	1	2	1	-	-
強盗致傷	126	147	145	124	94	21	58	85	102	9	26
強盗致死	138	294	292	210	120	52	118	165	175	26	65
強盗強姦	55	82	81	71	68	22	33	56	57	13	41
暴力行為等处罚=罰スル法律違反(常習傷害)	9	9	9	9	5	4	7	6	5	1	3
道路交通法違反	249	348	345	207	63	61	180	145	240	5	7
その他	91	132	128	104	75	19	43	61	83	16	32

(注) 1 「該局人員数」は、該局した被害人の員数であり、対人である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪の場合は該局時において告訴事件について掲げられている原因の罪名の

うち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、述べ人である。

4 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2罪をそれぞれ含む。

5 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪(自動車運転過失
傷害及び自動車運転過失致死)をそれぞれ含む。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)

(平成21年～29年) 一地・簡裁統計

区分	該局人員 員数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国連 弁護士 への委託 がされた被 害者等	うち証人 尋問を された被 害者等	うち被告 人質問を された被 害者等	うち刑訴 法316条 のS8の 意見陳述 をした被 害者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被 害者等	うち付訴 の指置 が採られ た被害者 等	うち述へ いの指置 が採られ た被害者 等
年次											
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	60
22	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	482	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,050	553	196	580	687	1,020	115	276

(注) 1 刑事審第一審事件基による。

2 「該局人員数」は、該局した被害人の員数であり、対人である。

3 被害者等の数は、述べ人である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況
(平成20年12月～29年) - 地裁

	新受	既済	未済
平成21年	214	162	52
22	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	288	264	84
27	320	307	97
28	301	306	92
29	314	295	111
総数	2,479	2,368	686

(注) 1 件数達てである。

2 平成20年はいずれも計上はなかった。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成20年12月～29年) - 地裁

	終局件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,368	162	239	237	246	312	264	307	306	295
認容・決定書	1,063	69	121	128	123	149	114	123	98	138
認容・口頭告知	30	2	4	2	7	2	4	4	1	4
棄却・決定書	6	-	-	2	-	1	-	2	-	1
棄却・口頭告知	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
却下・27条1項1号	4	-	1	-	2	1	-	-	-	-
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	26	1	-	7	2	5	2	1	7	1
却下・27条1項4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
終了・38条1項	263	16	25	26	23	32	37	37	37	30
終了・38条2項1号	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-
終了・38条2項2号	50	5	5	4	6	9	4	5	6	6
決定・その他	4	1	-	1	-	-	2	-	-	-
和解	545	30	47	37	43	62	57	77	107	85
放棄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
認錯	95	7	10	5	13	11	14	15	11	9
取下げ	267	30	24	24	25	37	28	40	39	20
その他	11	-	2	1	1	2	1	3	-	1

(注) 1 件数達てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の適用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成26法律第33号による改正前の同法19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事

件が終局したものなどである。

4 「却下・27条1項1号」は平成26法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却

下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3

号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32

条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の

同法32条2項3号により終局したものと含む。

5 平成20年はいずれも計上はなかった。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) 一簡裁・地裁

裁判所	区分	通常						緊急			
		請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	25	94,772	93,439	40	1,293	0.04	1.41	8,655	8,637	18	0.21
	26	92,880	91,548	30	1,302	0.03	1.43	8,048	8,021	27	0.34
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
簡裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	25	76,789	75,721	21	1,047	0.03	1.39	5,709	5,698	11	0.19
	26	76,657	75,586	19	1,052	0.02	1.40	5,433	5,417	16	0.29
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
地裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	25	17,983	17,718	19	246	0.11	1.47	2,946	2,939	7	0.24
	26	16,223	15,962	11	250	0.07	1.61	2,615	2,604	11	0.42
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47

(注) 令状年表による延べ人員である。

第19表 差押・記録命令付差押・検証許可状の請求と発付等 (昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ (D)	B A %	B+C A %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (F)	取下げ (G)	E D %	E+F D %	請求 (G)	発付 (H)	却下 (I)	取下げ (J)	H G %	H+I G %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
25	238,337	(11) 233,405	152	4,780	0.06	2.07	202,385	198,284	126	3,975	0.06	2.03	35,952	(11) 35,121	26	805	0.07	2.31
26	239,015	(8) 234,076	115	4,824	0.05	2.07	206,566	(3) 202,439	91	4,036	0.04	2.00	32,449	(5) 31,637	24	788	0.07	2.50
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	(5) 242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	(5) 34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	(6) 240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	(6) 32,873	7	948	0.02	2.82

(注) 1 令状年表による延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付	却下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付	却下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請求 (G)	発付	却下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	47,554	(789) 219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	52,154	(723) 108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	42,614	(534) 76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	47,092	(435) 66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	62,427	(561) 94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	78,548	(517) 133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	75,445	(330) 384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
25	115,790	(2,694) 113,475	2,308	7	1.99	2.00	70,762	70,207	(212) 550	5	0.78	0.78	45,028	(2,482) 43,268	1,758	2	3.90	3.91
26	115,332	(2,665) 112,193	3,127	12	2.71	2.72	70,761	69,887	(166) 863	11	1.22	1.24	44,571	(2,499) 42,306	2,264	1	5.08	5.08
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	69,538	(201) 1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	(2,464) 106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	65,222	(142) 1,369	1	2.06	2.06	44,799	(2,322) 41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	(2,530) 101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	62,035	(151) 1,551	5	2.44	2.45	43,676	(2,379) 39,958	3,717	1	8.51	8.51

(注) 1 令状年表による延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、25~29年) 一簡裁・地裁

裁判所 年次	区分 新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈請求率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保許可率 $\frac{D+E}{C}$ %	
				終局前(D)	終局後(E)					
総 数	昭和 55 年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成 2 年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	25	81,613	55,169	19,985	11,390	659	67.6	36.2	20.6	60.3
	26	81,470	54,670	21,544	12,683	693	67.1	39.4	23.2	62.1
	27	83,387	55,440	22,812	14,233	802	66.5	41.1	25.7	65.9
	28	78,891	51,279	23,918	15,018	1,127	65.0	46.6	29.3	67.5
	29	75,511	48,586	23,294	15,230	1,360	64.3	47.9	31.3	71.2
簡 裁	昭和 55 年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成 2 年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	25	9,842	6,107	1,284	720	12	62.1	21.0	11.8	57.0
	26	8,694	5,482	1,276	703	4	63.1	23.3	12.8	55.4
	27	7,821	4,859	1,379	716	10	62.1	28.4	14.7	52.6
	28	6,991	4,034	1,295	682	10	57.7	32.1	16.9	53.4
	29	6,681	3,826	1,233	678	24	57.3	32.2	17.7	56.9
地 裁	昭和 55 年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成 2 年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	25	71,771	49,062	18,701	10,670	647	68.4	38.1	21.7	60.5
	26	72,776	49,188	20,268	11,980	689	67.6	41.2	24.4	62.5
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7	66.8
	28	71,900	47,245	22,623	14,336	1,117	65.7	47.9	30.3	68.3
	29	68,830	44,760	22,061	14,552	1,336	65.0	49.3	32.5	72.0

(注) 1 処遇年表、刑事事件年表及び刑事月報による延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

第22表 憲抗告事件の処理状況 (平成20年~29年) -地裁

事項	年次	地裁	
		裁判所区分	新受人員 原裁判又は原処分の取消し・変更の あったもの
刑訴法 429条	平成20年	4,706	1,005
	21	6,461	1,355
	22	7,172	1,327
	23	7,608	1,371
	24	9,016	1,577
	25	9,438	1,512
	26	9,570	1,775
	27	10,323	2,018
	28	10,868	2,115
	29	11,166	2,205
刑訴法 430条	平成20年	88	11
	21	114	7
	22	87	4
	23	154	31
	24	53	9
	25	263	9
	26	78	9
	27	151	15
	28	111	9
	29	110	6

(注) 年表による延べ人員である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成17年～29年) 一地域

区分 年次	終局 人員	終局区分														その他		
		入院・通院 (33条1項)							退院・入院継続 (49条又は50条)			処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)		再入院等 (59条)				
		42条1項			処遇決定 中の入院 決定の割 合 (A/ (A+B +C)) (%)	40条1項 (却下)		法42条 2項 (却下)	51条1項			56条1項		61条1項				
		入院	通院	医療を行わない旨の決定		対象行為を行ってはいない者等ではない	心神喪失		入院継続等	退院許可	医療終了	通院期間延長決定等	医療終了	入院	棄却	処遇終了		
		(1号) (A)	(2号) (B)	(3号) (C)		(1号)	(2号)		(1号)	(2号)	(3号)	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	(3号)		
総数	17,724	3,006	596	720	69.6	10	132	2	9,687	1,921	392	143	604	67	9	4	431	
平成17年	80	49	19	7	65.3	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
18	520	191	80	68	56.3	2	7	-	110	28	2	-	2	1	-	-	29	
19	935	250	75	75	62.5	2	14	-	362	75	24	-	17	1	-	-	40	
20	1,198	257	62	68	66.4	1	13	-	583	115	27	1	38	2	1	1	29	
21	1,278	204	51	54	66.0	1	8	-	651	168	48	5	51	5	-	-	32	
22	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	679	157	34	11	55	5	1	1	38	
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	-	856	145	25	10	51	14	-	1	39	
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	45	
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	26	51	9	-	-	45	
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	36	
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	43	
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	33	
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	21	

(注) 1 医療観察処遇事件票による実人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下（法51条2項、法56条2項及び61条2項）のほか、移送や取下げである。